

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公開番号】特開2006-320583(P2006-320583A)
 【公開日】平成18年11月30日(2006.11.30)
 【年通号数】公開・登録公報2006-047
 【出願番号】特願2005-147212(P2005-147212)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)
 G 0 6 Q 50/00 (2006.01)
 G 0 6 Q 30/00 (2006.01)
 G 0 6 Q 20/00 (2006.01)
 G 0 6 Q 10/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F
 G 0 6 F 17/60 1 4 6 Z
 G 0 6 F 17/60 3 3 2
 G 0 6 F 17/60 4 1 0 C
 G 0 6 F 17/60 4 1 0 E
 G 0 6 F 17/60 5 0 6

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月14日(2010.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いて遊技場に設置された遊技機での遊技を可能にするための遊技可能化処理を実行する遊技可能化処理手段とを含む遊技用電子マネーシステムであって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と

、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサ

ービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段と、

前記領域構築情報出力手段から送信されてきた前記領域構築情報を受信したことを条件として、該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求を前記サービス提供用領域管理サーバに送信するために出力する構築要求出力手段と、

該構築要求出力手段によって出力された構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として、前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報に対応する前記電子マネー情報を当該チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報に加算するための処理を実行する電子マネー情報処理実行手段と、

前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報から、前記遊技可能化処理手段により前記遊技可能化処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報に対応する前記電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価が未決済の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段とを備えることを特徴とする、遊技用電子マネーシステム。

【請求項2】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築対価の決済が終了したことを条件として、前記構築回数管理手段に管理されている当該領域構築対価の決済が終了した携帯端末の前記構築回数を減算する構築回数減算手段を備えることを特徴とする、請求項1に記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項3】

前記構築回数管理手段は、前記構築回数として前記領域構築対価の決済が終了しているか否かを示す情報を管理し、

前記領域構築情報出力禁止手段は、前記構築回数管理手段によって管理されている情報によって前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記領域構築対価が未決済であることが示されることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止することを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項4】

前記携帯端末は、さらに、

ユーザが前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済に利用する金融機関を特定するための金融機関情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する携帯端末側金融機関情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記携帯端末側金融機関情報出力手段から送信されてきた前記金融機関情報を受信したことを条件として、当該金融機関情報を、当該金融機関情報送信元の携帯端末を他の携帯端末と識別可能にするための識別情報と対応付けて記憶するサーバ側金融機関情報記憶手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記サーバ側金融機関情報記憶手段に記憶された金融機関情報から、当該チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末の前記識別情報に対応付けて記憶された金融機関情報を検索する金融機関情報検索手段と、

該金融機関情報検索手段により検索された金融機関情報から特定される金融機関のサーバを前記決済を行なうための通信先として指定する通信先指定情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力する通信先指定情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記通信先指定情報出力手段から送信されてきた前記通信先指定情報により指定される金融機関のサーバに対し、前記決済を要求する決済要求情報を送信するために出力する決済要求情報出力手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記金融機関のサーバにおける前記決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力することを特徴とする、請求項1から請求項3までのいずれかに記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項5】

前記携帯端末は、さらに、

該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済に利用する金融機関の指定をユーザから受付けるための処理を実行する金融機関指定処理手段と、

該金融機関指定処理手段により指定を受付けた金融機関を特定するための金融機関情報を記憶する携帯端末側金融機関情報記憶手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記チャージ要求情報出力手段が前記チャージ要求情報を出力したことを条件として、前記携帯端末側金融機関情報記憶手段に記憶されている前記金融機関情報から特定される金融機関のサーバに、前記決済を要求する決済要求情報を送信するために出力する決済要求情報出力手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記金融機関のサーバにおける前記決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力することを特徴とする、請求項1から請求項3までのいずれかに記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項6】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、当該チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報を当該チャージ要求情報送信元の前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済を要求する決済要求情報を金融機関のサーバに送信するために出力する決済要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記決済の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記金融機関のサーバにおける前記決済の終了を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済状態更新手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段とを備え、

前記チャージ受付情報出力手段は、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、前記チャージ受付情報を出力しないことを特徴とする、請求項1から請求項3までのいずれかに記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項7】

前記携帯端末は、さらに、

前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済を要求する決済要求情報を金融機関のサーバに送信するために出力する決済要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記決済の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記金融機関のサーバにおける前記決済が終了し、かつ前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記金融機関のサーバにおける前記決済の終了を条件として、前記電子マネー情報送

信要求出力手段により前記電子マネー情報送信要求を出力するために操作するリンク情報が添付された電子メールを、前記要求元携帯端末に送信するために出力する電子メール出力手段を備えることを特徴とする、請求項1から請求項3までのいずれかに記載の遊技用電子マネーシステム。

【請求項8】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いて遊技場に設置された遊技機での遊技を可能にするための遊技可能化処理を実行する遊技可能化処理手段とを含む遊技用電子マネーシステムにおける前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを楽しむようにするための登録を要求する登録要求情報を前記携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを楽しむための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたことを条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として前記携帯端末から送信されてきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報に対応する前記電子マネー情報を当該チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報に対応する前記電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価が未決済の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段とを備えることを特徴とする、サービス提供用サーバ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 2 3

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 2 3 】

(8) 複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体(たとえば、記憶部 1 9 2)を搭載する携帯端末(たとえば、携帯電話 1 0 0)と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバ(たとえば、リモート発行サーバ 4 0 0)を運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関(たとえば、電子マネー遊技使用サービスの提供者)に設けられるサービス提供用サーバ(たとえば、電子マネー管理サーバ 2 0 0、決済サーバ 2 8 0)と、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報(たとえば、バリューなどの電子マネー)を用いて遊技場(たとえば、遊技場 3 0)に設置された遊技機(たとえば、パチンコ遊技機 7 0 0、スロットマシン等)での遊技を可能にするための遊技可能化処理(たとえば、遊技を可能とする所定の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード 3 7 1 を券売機 3 0 0 において発券する発券処理、カードユニット 6 0 0 においてプリペイドカード 3 7 1 に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理)を実行する遊技可能化処理手段(たとえば、図 2 4 ~ 図 2 8)とを含む遊技用電子マネーシステム(たとえば、電子マネーシステム 1 0)における前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録(たとえば、初期登録)を要求する登録要求情報(たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等)を前記携帯端末から受信したこと(たとえば、ステップ S 2 0 3 , S 2 0 7 , S 2 1 0 , S 2 1 4 において Y E S の場合)を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム(たとえば、電子マネーアプリ 1 1 1)を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段(たとえば、ステップ S 2 3 2)と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと(たとえば、ステップ S 2 0 3 , S 2 0 7 , S 2 1 0 , S 2 1 4 において Y E S の場合)を条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域(たとえば、電子マネー遊技使用サービス用の記憶領域)を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報(たとえば、領域確保情報)を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段(たとえば、ステップ S 2 3 6)と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたこと(たとえば、ステップ S 1 2 2 において Y E S の場合)を条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求(たとえば、領域確保処理開始要求)が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたこと(たとえば、ステップ S 1 2 6 において Y E S の場合)を条件として前記携帯端末から送信されてきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報(たとえば、チャージ要求情報)に対応する前記電子マネー情報(たとえば、バリュー発行情報)を当該チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップ S 2 7 7)と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段(たとえば、ステップ S 2 5 8)とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたとき(たとえば、ス

ステップS 2 5 8においてNOの場合)は、前記携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報に対応する前記電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価(たとえば、ステップS 2 6 0で算出されるチャージ手数料)の決済の終了(たとえば、ステップS 2 6 9においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたとき(たとえば、ステップS 2 5 8においてYESの場合)は、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額(たとえば、ステップS 2 5 9で算出される初期登録手数料とチャージ手数料との合計額)の決済の終了(たとえば、ステップS 2 6 9においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数(たとえば、未チャージ削除カウンタのカウント値)を少なくとも前記領域構築対価が未決済の携帯端末について管理する構築回数管理手段(たとえば、初期登録時にステップS 2 3 5において未チャージ削除カウンタのカウント値が1加算され、初期登録後バリューの初回購入時にステップS 2 7 0 3において未チャージ削除カウンタのカウント値が1減算される)と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数(たとえば、3回)に達していること(たとえば、ステップS 2 1 6においてYESの場合)を条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段(たとえば、ステップS 2 1 8において携帯端末情報が登録されず、ステップS 2 3 3において仮登録された携帯端末情報でないと判断されるので、ステップS 2 3 6において領域確保情報が送信されない)とを備える。